

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 3 号	三田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部が改正され、特定個人情報に係る情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に移ること及び番号法を引用する条例の条項に号ずれが生じることから、関係規定の整備を図るため、当該条例の一部改正を行うもの。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）</li> <li>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報提供等記録の訂正に係る通知先を「総務大臣」からデジタル庁の長である「内閣総理大臣」に改正する。（第 3 5 条）</li> <li>2 番号法を引用する条項の号ずれを改正する。（第 3 5 条）  「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>